

女性に対するあらゆる暴力の根絶

平成29年4月
内閣府男女共同参画局

1 性犯罪への対策の推進(性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター関係)

第4次男女共同参画 基本計画

(平成27年12月閣議決定)

- ワンストップ支援センターの設置促進
- 診断・治療等に関する支援の充実
- 専門家の養成、関係者等の連携

【成果目標】

- ワンストップ支援センターの設置数
H27.11時点25か所
⇒H32までに、各都道府県に最低1か所

女性活躍加速のための 重点方針2016

(平成28年5月策定)

- ◆「実証的調査研究」によるワンストップ支援センターの設置促進(⇒H29.4.1現在;38都道府県)
- ◆性犯罪・性暴力被害者支援交付金(29年度予算(新規)1.6億円)
- ◆「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとした広報啓発(パープルライトアップ等)
- ◆性犯罪・性暴力被害者支援関係者対象の研修

今後の取組

- 性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用したワンストップ支援センターの設置促進と運営の安定化
(29年度予算(新規)1.6億円)
《交付対象》
 - ・相談センターの運営に要する経費
 - ・警察に相談できない被害者の医療費等
- 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとした広報啓発(パープルライトアップ等)
- 性犯罪・性暴力被害者支援関係者対象の研修

1 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは

ワンストップ支援センター設置の目的

性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法律的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担軽減、健康回復、警察への届出促進、被害の潜在化防止を図る。

ワンストップ支援センターにおける主な支援対象

強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む。）の被害に遭ってから概ね1～2週間程度の急性期の被害者

- ・ 警察への届出の有無に関わらない。
- ・ 可能な限り子どもも対象とする。
- ・ 上記以外の被害者から相談を受けた場合には、必要な支援を提供可能な関係機関・団体等に関する情報提供などを行う。

ワンストップ支援センターの核となる機能（主な支援内容）

- 支援のコーディネート・相談
 - ・ 電話や来所による相談
 - ・ 被害者の状態・ニーズを把握する。
 - ・ 支援の選択肢を示す
 - ・ 必要な支援を行っている関係機関・団体（警察、精神科医・臨床心理士・カウンセリングセララー、弁護士・法テラス、男女共同参画センター、婦人相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、検察庁等）に確実につなぐ。
- 産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）

2 ワンストップ支援センターの開設・運営に必要なこと

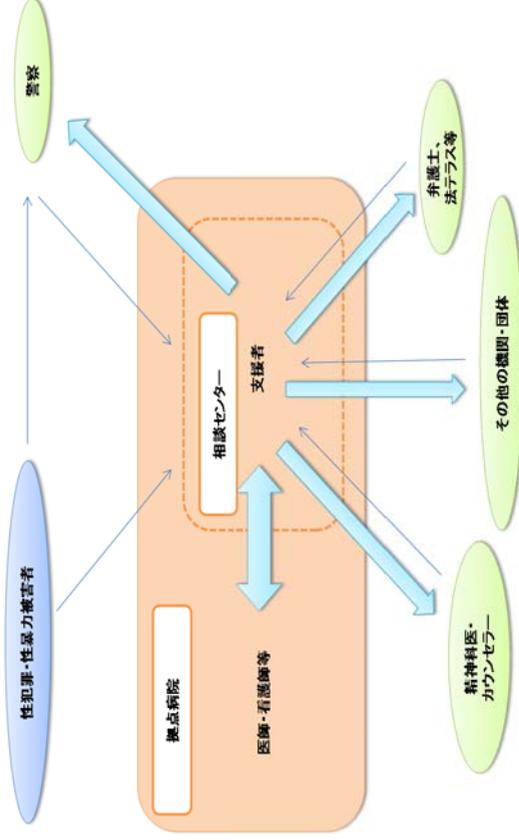
- 産婦人科を有する病院の確保
- 関係機関・団体等とのネットワーク構築
- 具体的連携に関する合意形成
- 人員・体制の確保
- マニュアル・業務に必要な各種書類等の整備
- 情報管理体制の整備
- 広報
- 研修の実施
- 支援者、医師・看護師等のメンタルケア

開設・運営の経費

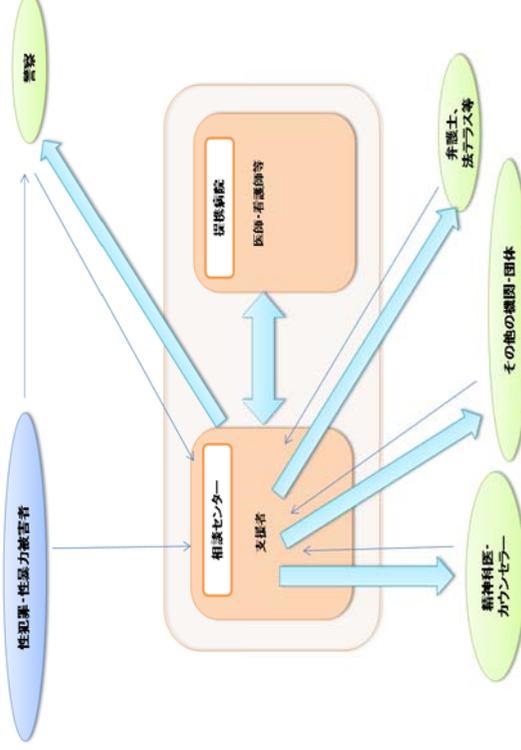
- 相談・コーディネート業務のために必要な経費
- 産婦人科医療における支援業務のために必要な経費

3 ワンストップ支援センターの形態

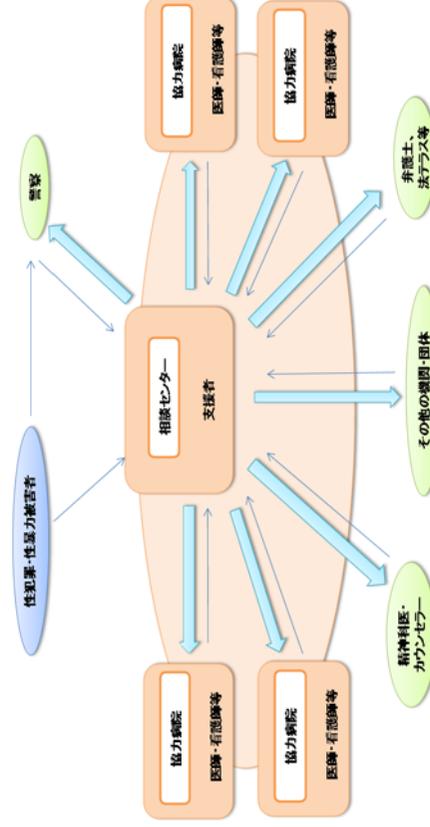
病院拠点型



相談センター拠点型



相談センターを中心とした連携型



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引
 ～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～ より
 (平成 24 年 3 月 内閣府犯罪被害者等施策推進室)

行政が関与する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の設置状況

内閣府男女共同参画局
平成29年4月現在

北海道
青森県
宮城県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県

東京都
神奈川県
新潟県
福井県
長野県
岐阜県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府

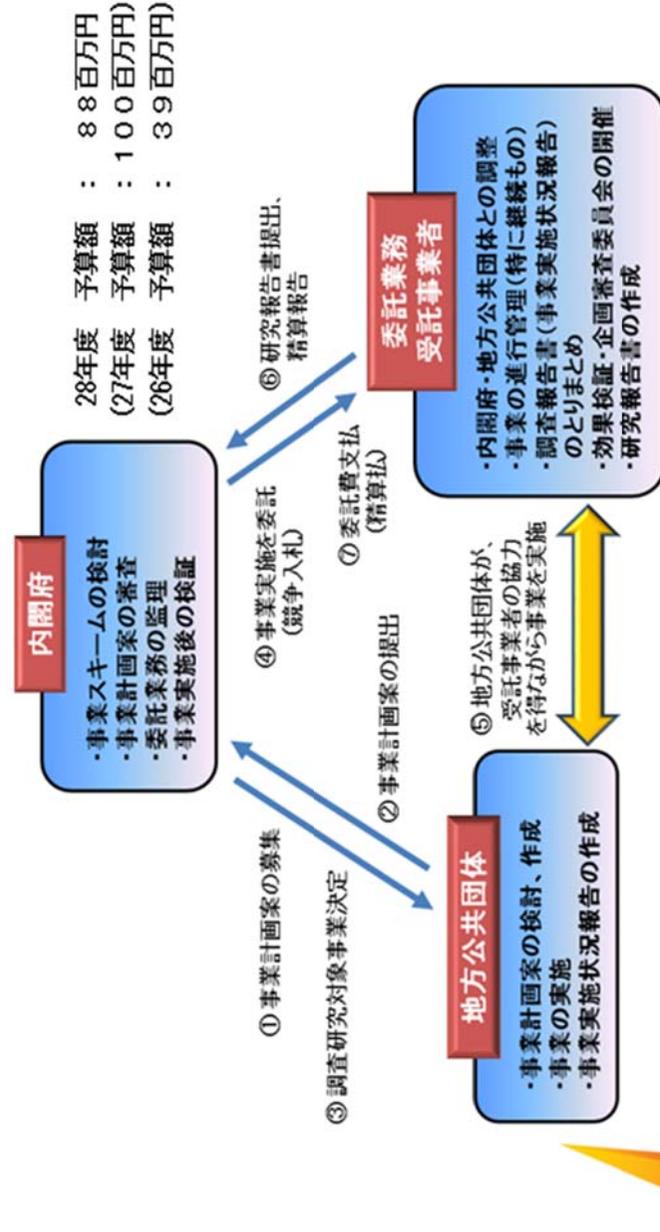
大阪府
兵庫県
和歌山県
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
徳島県
香川県

福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県

38都道府県

性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究について (平成26年度～28年度)

- ・実証的な調査研究を通じて、地方公共団体における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営等の取組を支援するもの



- 事業**
- ・地域における被害者支援体制整備等のための協議会等の設置、運営
 - ・相談支援機能の拡充、同強化(夜間や休日の対応、相談員のスキルアップ研修、相談員の心のケア等)
 - ・ホットライン(支援センターの電話番号)等の広報(ポスター、ステッカー、チラシ等の作成等の実施)等

- ・対象地方公共団体

【平成26年度】

- 北海道、群馬県、滋賀県、大分県、兵庫県、和歌山県、島根県、福岡県 (計9)

【平成27年度】

- 北海道、宮城県、秋田県、東京都、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、福岡県、大分県、金沢市、名古屋市 (計19)

【平成28年度】

- 北海道、秋田県、山形県、東京都、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、大分県、名古屋市 (計21)

性犯罪・性暴力被害者支援交付金（内閣府男女共同参画局推進課）

29年度予算額 1.6億円（新規）

事業概要・目的

- 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、性犯罪被害者が躊躇せずに必要な相談を受けられる相談体制の整備及び被害者の心身回復のための被害直後から中長期の支援が受けられる体制の整備を図ることとされています。
- その方策の一つとして、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」という。）の設置促進が掲げられ、行政が関与するセンター設置数を平成32年までに各都道府県に最低1か所とする成果目標が設定されています。
- 平成26～28年度は実証的調査研究事業としてセンターの開設及び相談機能の拡充等に取り組む地方公共団体を支援してきましたが、センターを開設した都道府県が半数を超える状況の下、全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を促進する交付金を創設します。

事業イメージ・具体例

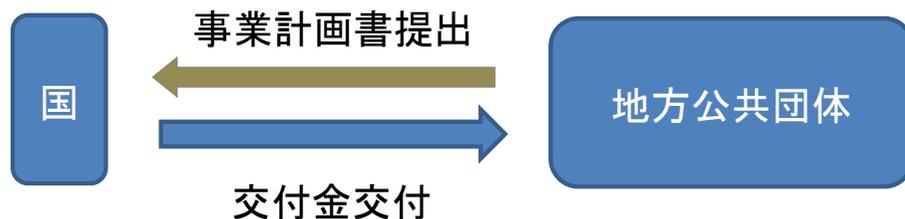
〔対象経費〕

- ・センターの運営に要する経費
- 〔被害者の直接支援に携わる支援者の人件費
二次的被害防止のために行う同行支援に要する経費〕
- ・地方公共団体が実施する協力病院等の医療関係者や支援者対象の研修に係る経費
- ・センターの広報啓発に係る経費
- ・既存の民間病院施設を拠点病院とする場合の機材設置等に係る経費
- ・被害者の緊急避妊措置や性感染症検査等の医療費及びカウンセリング費用

〔交付率等〕

- ・地方公共団体が負担した額（地方公共団体から民間支援団体に対する補助金を含む。）の2分の1又は3分の1（予算の範囲内で上限額を設定）
- ・他の国費補助金等の対象経費は本交付金の対象経費外

資金の流れ



期待される効果

- 性犯罪・性暴力被害者に対する適切な支援が全国において安定的に運営されるとともに、支援の充実につながります。
- 我が国の最重要政策の一つである一億総活躍社会（女性活躍社会）の実現に向けた基礎的条件（女性に対する暴力の根絶）が、大きく前進することが期待されます。

性犯罪被害者等支援体制整備促進事業（内閣府男女共同参画局推進課）

29年度予算額 0.09億円（28年度予算額 0.09億円）

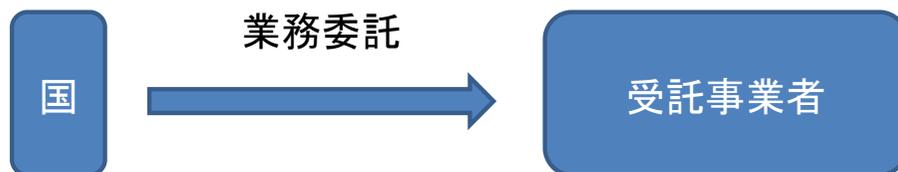
事業概要・目的

- 性犯罪・性暴力被害は、その特性から被害が潜在化する傾向にあり、平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、異性から無理やりに性交された経験のある女性のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった者は67.5%に上っています。一方、被害を警察に連絡・相談した者は4.3%にとどまっています。
- このような現状を踏まえ、性犯罪被害者等が被害を訴えることを躊躇せずに、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するため、地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員及び性犯罪被害者等の支援機関（男女共同参画センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等）の相談員を対象とする研修を実施します。

事業イメージ・具体例

- 研修の実施
 - ・行政職員研修
対象：地方公共団体の性犯罪被害者等支援担当職員
回数：1回
 - ・相談員研修
対象：男女共同参画センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の相談員
回数：3回（地域ブロック別（各ブロック1回））

資金の流れ



期待される効果

- 被害者が安心して相談等を受けられる支援体制の整備が促進されます。
- 性犯罪・性暴力被害の顕在化につながり、被害者支援の取組が進みます。

2 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等

第4次男女共同参画 基本計画

(平成27年12月閣議決定)

- 配偶者暴力相談支援センターの設置促進、相談体制の充実、被害者の支援等

【成果目標】

○H32までに、

- ・ 配偶者からの被害を相談した者の割合
男性:30%、女性:70%
- ・ 相談窓口の周知度
男女とも70%
- ・ 市町村における配暴センターの数 150か所
(H27.11時点;88か所)

女性活躍加速のための 重点方針2016

(平成28年5月策定)

- ◆ 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進
(⇒H28.11現在;98か所)
- ◆ 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとした広報啓発
(パープルライトアップ等)
- ◆ 配偶者暴力相談支援センター関係者対象の研修
- ◆ 被害者支援としての加害者更生に関する取組

今後の取組

- 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進
(地方公共団体に対する働きかけ)
- 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとした広報啓発
(パープルライトアップ等)
- 配偶者暴力相談支援センター関係者対象の研修
- 被害者支援としての加害者更生に関する取組

市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための取組について

法律・計画

- **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**（平成13年法律第31号、平成16年・19・25年に法改正）
 - ① 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止と被害者の自立支援を含めた保護を図る責務を有する。（法第2条）
 - ② 市町村は、市町村における施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。（法第2条の3第3項）
 - ③ 市町村は、市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。（法第3条第2項）

- **第4次男女共同参画基本計画**（平成27年12月閣議決定） 一第7分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」一

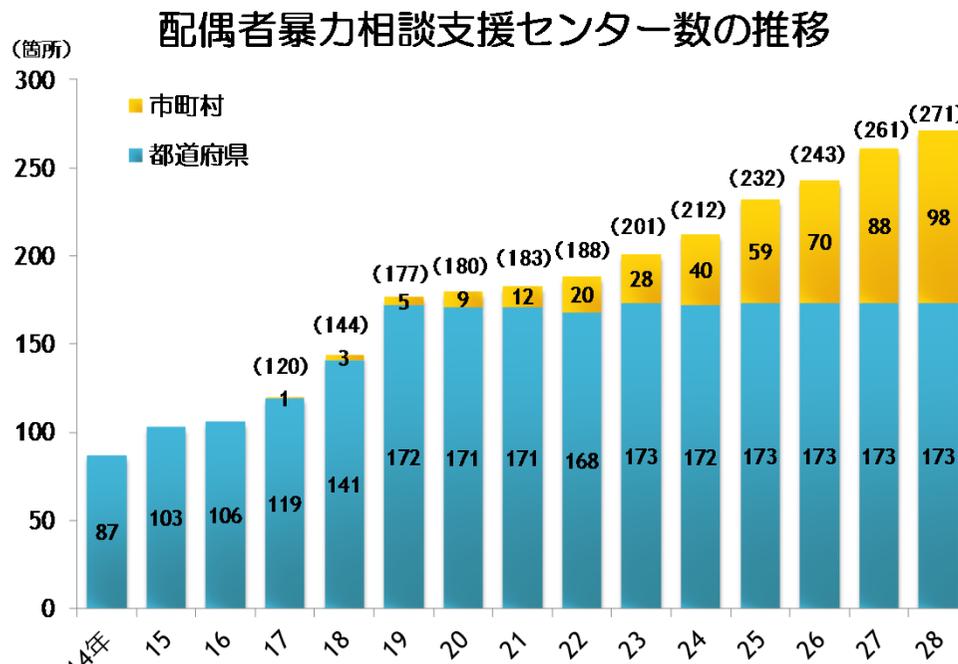
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数 平成32年までの成果目標 150か所（平成28年11月現在：98か所）

財政支援

- **配偶者からの暴力及びストーカー対策に係る地方財政への対応**

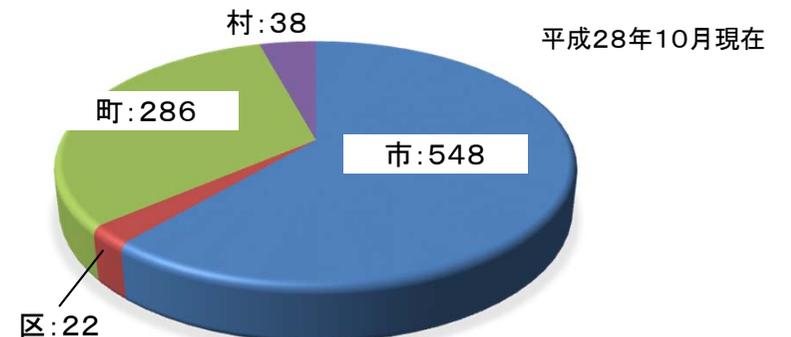
- ① 地方財政への対応として、特別交付税（市町村基本計画の作成に要する経費、配偶者暴力相談支援センターの業務に関する経費、緊急時における安全の確保に関する経費、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費）により財政支援を実施
- ② 市が支弁した婦人相談員が行う業務に要する費用について補助（法第28条第2項）

支援センターの設置数等



支援センター数（28年11月現在）		（市町村設置の内訳）
○都道府県設置	173か所	
○市町村設置	<u>98か所</u>	政令市 21か所
<hr/>		中核市 18か所
合計	271か所	特例市 10か所
		その他 49か所

市町村基本計画（策定済：894）の内訳



※ 各年4月1日現在（平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は11月1日現在）
 ※（ ）内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

<概要>

政府では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しています。(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)

<目的>

潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としています。

<平成28年度の取組(主なもの)>

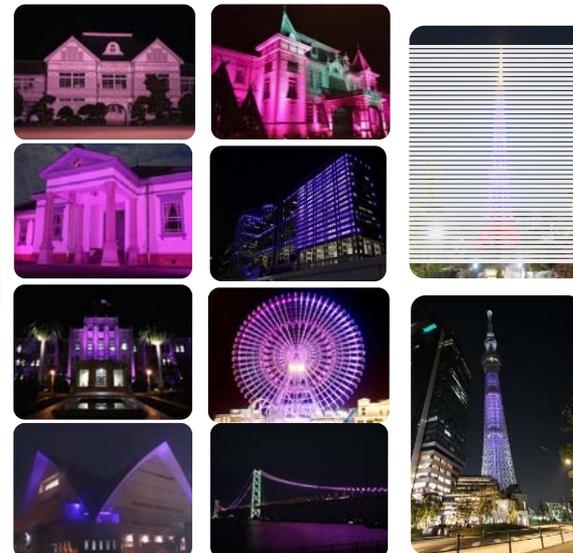
- ポスター・リーフレットの配布、掲示
(マンガ家の西原理恵子氏デザイン)
- パープル・ライトアップ
※39都道府県81か所で実施
- 政府広報テレビ、新聞、ラジオによる
広報
- 全閣僚等のパープルリボン着用



平成28年度ポスターデザイン

<平成28年ライトアップを実施した都道府県>

※黄色の丸印は今年初めて実施した県



パープルライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップし、暴力の根絶を呼びかけるとともに被害者に対し、「ひとりで悩まず、まずは相談を！」というメッセージを送っています。



(官邸ホームページ掲載写真を一部加工)



女性に対する暴力をなくす運動等啓発費（内閣府男女共同参画局推進課）

29年度予算額 0.06億円（28年度予算額 0.07億円）

事業概要・目的

- 毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしています。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）
- 配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。
- 特に女性に対する暴力は潜在化しやすく、また、女性を男性に比べて従属的な状況に追い込む重大な社会的問題であるため、国民の意識を喚起します。

事業イメージ・具体例

- ポスター・リーフレット（ポスターの縮小版）を作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、広く国民に訴えます。

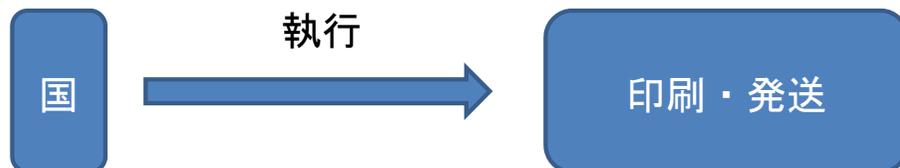
【29年度】

- ・ポスター 20,000枚
- ・リーフレット 100,000部

【配布先等】

関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体

資金の流れ



期待される効果

- 本運動を通じて、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図ります。

女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業経費（内閣府男女共同参画局推進課）

29年度予算額 0.2億円（28年度予算額 0.3億円）

事業概要・目的

- 全国の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における配偶者からの暴力に関する相談件数は、支援センター機能が法制度化された平成14年度の35,943件から年々増加し、平成27年度は111,630件となりました。
- 被害者からの相談に適切に対応するためには、被害者支援の中核的役割を担う支援センターの相談体制の整備・強化、支援の質の向上及び民間支援団体を含めた関係機関の連携が重要です。
- このため、支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における都道府県と市町村・行政と民間の更なる連携の促進を図ることを目的として、職務関係者を対象とする研修（法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの）を実施します。
- また、支援センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供します。
- さらに、概ね平成30年度までに支援センター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣します。

事業イメージ・具体例

- 支援センター長及び支援センター主管部署の行政職員向け研修
 - ・開催回数：2回
 - ・開催時期：平成29年8月予定
 - ・参加者：160名程度
- 官民支援機関の相談員向け研修
 - ・開催回数：3回
 - ・開催時期：平成29年10月予定
 - ・参加者数：240名程度
- 支援センターを設置した地方公共団体の事例報告集
 - ・アンケート及びヒアリング調査：10団体程度
- 支援センター設置検討市町村へのアドバイザー派遣
 - ・開催回数：15回程度

期待される効果

- 支援における都道府県・市町村・民間団体の連携及び相談員の相談スキルの向上により、被害者のニーズや地域の実情に応じた切れ目のないきめ細やかな支援が行われるようになります。
- 支援センターの設置を検討している市町村に効果的なアドバイスを行うことにより、支援センターの早期設置につながります。

資金の流れ



3 若年層を対象とした性的な暴力への対応

(いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等に係る対応)

第4次男女共同参画 基本計画

(平成27年12月閣議決定)

- 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援の在り方等の検討
- 各種性犯罪への対応
(ポルノ撮影等の際になされる性犯罪等への厳正な取締り)
- 子供に対する性的な暴力の防止、相談・支援等
- 児童買春対策の推進
- 広報啓発の推進 等

女性活躍加速のための 重点方針2016

(平成28年5月策定)

- ◆ 専門調査会において、被害の現状と課題を整理した報告書とりまとめ(3月)
- ◆ インターネット調査実施(2月)
- ◆ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策策定(3月)
- ◆ AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間(4月)
- ◆ 若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討のための調査研究(29年度予算(新規)0.1億円)
- ◆ 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとした広報啓発(パープルライトアップ等)
- ◆ 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とした研修

今後の取組

- いわゆるAV出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の取組方針策定(5月中旬目途)
- 若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討のための調査研究(29年度予算(新規)0.1億円)
- 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとした広報啓発(パープルライトアップ等)
- 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とした研修

若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討のための調査研究経費

(内閣府男女共同参画局推進課)

29年度予算額 0.1億円(新規)

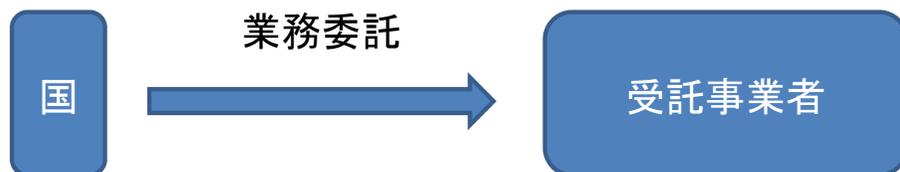
事業概要・目的

- 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、女性に対する暴力の被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を引き続き検討することとされています。
- また、女性活躍加速のための重点方針2016(平成28年5月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)においては、児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むこととされています。
- これらを踏まえ、若年層における性的搾取、とりわけ、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要に関する被害実態について、被害者支援を行っている民間支援団体の協力を得て調査するとともに、有識者検討会を開催し、被害者に対する効果的な相談・支援の在り方について検討します。

事業イメージ・具体例

- 実態把握調査
 - ・調査協力団体：4団体(いわゆるJKビジネス及びアダルトビデオへの出演強要に関する被害者支援に実績のある民間支援団体)
- 有識者検討会の開催
 - ・検討会委員：5名
 - ・開催回数：5回

資金の流れ



期待される効果

- 若年層における性的搾取の被害実態について、調査を通して明らかにすることにより、その予防につなげるとともに、被害の実態に即した効果的な相談・支援を実施することが可能となります。

女性に対する暴力の予防啓発促進経費（内閣府男女共同参画局推進課）

29年度予算額 0.06億円（28年度予算額0.06億円）

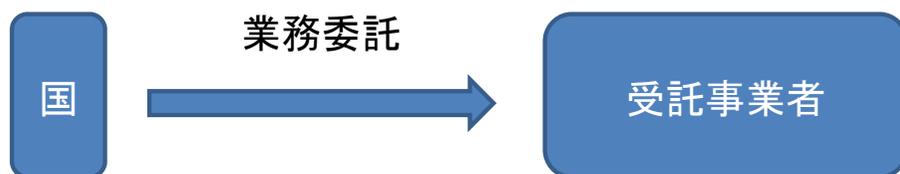
事業概要・目的

- 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）においては、暴力を容認しない社会環境を整備するため、特に若年層への教育・啓発を強力に推進することとされています。
- また、女性活躍加速のための重点方針2016（平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）においては、児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図ることとされています。
- こうしたことを踏まえ、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施します。

事業イメージ・具体例

- 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を全国3か所で実施します。

資金の流れ



期待される効果

- 多様化する若年層における暴力への理解や、若年層に対する教育・啓発を担う人材の育成を促進することにより、地域や学校における若年層に対する予防啓発活動の拡充、女性に対する暴力に関する教育・学習の充実等が図られます。

ヒアリング項目：女性に対するあらゆる暴力の根絶

担当府省：内閣府男女共同参画局

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 3 ストーカー事案への対策の推進
- 4 性犯罪への対策の推進
- 5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- 6 売買春への対策の推進
- 7 人身取引対策の推進
- 8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- 9 メディアにおける性・暴力表現への対応

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	女性に対する暴力をなくす運動	(28年度当初予算) 6,676
	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	(28年度当初予算) 5,518
	D V被害者のための相談機関案内サービス	(28年度当初予算) 1,631
	ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成	(28年度当初予算) 4,038
	性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究	(28年度当初予算) 88,187
	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	(28年度当初予算) 8,986
2016	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業	(29年度予算) 22,539
	男女間における暴力に関する調査	(29年度予算) 14,330
	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	(29年度予算) 6,080
	D V被害者のための相談機関案内サービス	(29年度予算) 1,631
	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	(29年度予算) 9,120
	性犯罪・性暴力被害者支援交付金	(29年度予算) 163,386
	若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する調査研究	(29年度予算) 10,045

○第4次男女共同参画基本計画における関連する政策領域目標及び成果目標：

★は政策領域目標を示す。

【第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
配偶者からの被害を相談した者の割合（男女別）	男性：16.6% 女性：50.3% （平成26年）	男女計：37.2% 男性：16.6% 女性：50.3% （平成26年）	男性：30% 女性：70% （平成32年）
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度（男女別）	男性：30.4% 女性：34.3% （平成26年）	男女計：32.4% 男性：30.4% 女性：34.3% （平成26年）	男女とも70% （平成32年）
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 （平成27年11月）	98か所 （平成28年11月）	150か所 （平成32年）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数★	25か所 （平成27年11月）	35か所 （平成28年12月）	各都道府県に 最低1か所 （平成32年）

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し番号 (注1)	項目 (注2)	担当府省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
155	4-(2)-①-イ*	内閣府 (男女局 暴力室)	女性に対する暴力をなくす運動	配偶者等からの暴力等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。特に女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であるため、この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図る。また、国民に対し、一層の啓発活動を実施することで、被害の顕在化を図ることを目的としている。	11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、女性に対する暴力をなくす運動ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、関係団体等に配布する。 また、運動期間中は東京タワーのパープルライトアップなどの広報啓発を行う。	6,732	-	6,676	-	
107	3-(6)-③	内閣府 (男女局 暴力室)	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	近年、若年層を対象とした暴力の多様化がみられ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。若年層に対して、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止する。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施する。また、内閣府において平成22年3月に作成した予防啓発教材を一部改訂し、地方公共団体等に配布する。	5,264	-	5,518	-	94
154	4-(2)-①-イ*	内閣府 (男女局 暴力室)	DV被害者のための相談機関案内サービス	内閣府が平成26年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が最寄りの相談機関に簡便かつ迅速につながる環境を整備することを目的としている。	全国共通のダイヤル（0570-0-55210）を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関（配偶者暴力相談支援センター等）の電話に自動転送するサービスを実施。また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する。さらに携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄りやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼する。	6,683	-	1,631	-	89
101	3-(6)-③	内閣府 (男女局 暴力室)	ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成	内閣府が平成26年度に地方公共団体を対象に行ったアンケート調査では、ストーカー被害に関する相談にに対応している窓口がない地方公共団体は約60%であり、窓口がない理由として、相談員等にストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウがないとの理由が多く挙げられた。ストーカー事案については、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高いことから、早い段階から広く相談を受け付け、適切な支援を講ずる必要がある。こうしたことから、マニュアルを作成、配布することにより、地方公共団体における被害者支援体制の整備促進を図る。	関係省庁及び有識者からなる検討委員会を設置し、ストーカー事案に係る効果的な支援を行うためのマニュアルを作成し、地方公共団体及び被害者支援機関に配布する。	-	-	4,038	-	85 (ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成・配布)
92	3-(6)-③	内閣府 (男女局 暴力室)	性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究	地方公共団体における性犯罪被害者等の支援体制の整備は進展の動きがあるものの、十分な広がりをみせているとはいえない状況である。性犯罪被害者等が躊躇せずに必要な相談等を受けられるよう、相談体制及び被害者の心身を回復するための支援体制の整備等性犯罪被害者等の支援に関する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究することにより、地方公共団体における性犯罪被害者等の総合支援に資することを目的とする。	性犯罪被害者等のためのいわゆるワンストップ支援センターの開設や相談支援機能の強化等を計画する地方公共団体の取組を対象として、最長3か年の実証的調査研究を実施する。	100,009	-	88,187	-	

93	3-(6)-③	内閣府 (男女 局 暴力 室)	性犯罪被害者 等支援体制整 備促進事業	内閣府が平成26年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、約15人に1人の女性が、これまでに異性から無理やりに性交された経験があると回答しており、その約7割が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答している。また、被害を警察に連絡・相談した者は4.3%にとどまっている。 このような現状を踏まえ、性犯罪被害者等が被害を訴えることを躊躇せず、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地域における性犯罪等の被害者支援体制の整備促進及び相談対応の質の向上を図る。	地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員及び性犯罪被害者等の支援機関の相談員を対象とする研修を実施する。	-	-	8,986	-	79
----	---------	--------------------------	---------------------------	--	---	---	---	-------	---	----

(注1) 『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』（平成28年1月）での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2015」（平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

なお、*を付した項目については「女性活躍加速のための重点方針2015の『4. 暮らしの質の向上のための取組』について」（平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ）の記載箇所を示す。

(注3) 『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』（平成28年1月）における記載内容である。

(注4) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し番号 (注1)	項目 (注2)	担当府省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算(千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
88	II 1 (3) ①	内閣府	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業	配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者（センター長及びセンター主管課長を対象とする研修（支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理）、相談員（センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員）を対象とする研修（法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの）を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	26,046	-	22,539	▲ 3,507	-
92	II 1 (4) ①	内閣府	男女間における暴力に関する調査	男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するためには、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査の実施が不可欠である。このため、平成11年度から3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施している。平成29年度においても本調査を実施し、昨今の男女間における暴力の実態を明らかにすることを目的とする。	全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を行う。	-	-	14,330	-	-
94	II 1 (4) ①	内閣府	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	近年、若年層を対象とした暴力の多様化がみられ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力に関する研修を実施する。	5,518	-	6,080	562	-
89	II 1 (3) ①	内閣府	DV被害者のための相談機関案内サービス	平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関（配偶者暴力相談支援センター等）に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	全国共通のダイヤル（0570-0-55210）を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関（配偶者暴力相談支援センター等）の電話に自動転送するサービスを実施する。 また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する（携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼。）。	1,631	-	1,631	0	-

79	Ⅱ 1 (1) ①	内閣府	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。	8,986	-	9,120	134	-
80	Ⅱ 1 (1) ①	内閣府	性犯罪・性暴力被害者支援交付金	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」という。）の設置数については、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標が設定されたところ。センターを開設した都道府県が半数を超える状況の下、全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進するための交付金を創設することを目的とする。	センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する（1/2又は1/3を補助）。 【交付対象経費】 * 都道府県・指定都市が負担した「相談センター」の運営に要する経費 * 都道府県が負担した警察に相談をしなかった被害者の医療費等 * 都道府県が実施する協力病院等の医療関係者や支援者対象の研修に係る経費 * 都道府県が実施するセンターの広報に係る経費 など	-	-	163,386	-	-
93	Ⅱ 1 (4) ①	内閣府	若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する調査研究	近年、若年層を対象とした暴力が多様化しており、その実態把握とともに、若年層に対する啓発活動等が重要性を増している。こうした状況を踏まえ、若年層における性的搾取、とりわけ、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要に関する被害実態を把握し、被害者に対する効果的な支援の在り方について検討するため、若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する調査研究を行う。	若年層における性的搾取、とりわけ、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要に関する被害実態について、被害者支援に実績のある民間支援団体の取組を通じて調査するとともに、有識者からなる検討会において、被害者が実態に即した支援を受けることができる効果的な支援の在り方について検討する。	-	-	10,045	-	-

(注1) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

(注2) 『女性活躍加速のための重点方針2016』（平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

(注3) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）における記載内容である。